

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

条 例	ページ
◎高知県税条例等の一部を改正する条例（3・31揭示）	1
規 則	
◎高知県税規則の一部を改正する規則	17

公布された条例のあらまし

◆高知県税条例等の一部を改正する条例（高知県条例第40号）

1 条例改正の目的

地方税法（昭和25年法律第226号）の一部改正等に伴い、法人の県民税、法人の事業税、不動産取得税、自動車取得税、自動車税及び地方消費税について必要な改正をすることとした。

2 主要な内容

(1) 法人の県民税

地域再生法の一部を改正する法律（平成28年3月31日時点では、未公布。以下同じ。）の施行の日から平成32年3月31日までの間に、地域再生法（平成17年法律第24号）に規定する認定地方公共団体（以下「認定地方公共団体」という。）に対して、当該認定地方公共団体が行った同法に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業（以下「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業」という。）に関連する寄附金を支出した場合には、当該寄附金を支出した日を含む事業年度において支出した当該寄附金の額の合計額の100分の5に相当する金額を県民税の法人税割額から控除する特例措置を講ずること。ただし、当期の県民税の法人税割額の100分の20に相当する金額を上限とすること。（付則第12条の2）

(2) 法人の事業税

ア 資本金の額又は出資金の額（以下「資本金」という。）が1億円超の普通法人の事業税の税率について、次のとおりとすること。（第58条）

付加価値割	資本割	所得割	
100分の1.2 （現行 100分の0.72）	100分の0.5 （現行 100分の0.3）	所得のうち年400万円以下の金額	100分の1.9 （現行 100分の3.1）
		所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額	100分の2.7 （現行 100分の4.6）
		所得のうち年800万円を超える金額	100分の3.6 （現行 100分の6）

イ アに伴い、次に掲げる措置を講ずること。

(ア) 資本金が1億円超の普通法人のうち平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に開始する事業年度に係る付加価値額が40億円未満の法人について、当該事業年度に係る事業税額が平成28年3月31日現在の付加価値割、資本割及び所得割の税率を当該事業年度のそれぞれの課税標準に乗じて計算した金額を超える場合にあつては、付加価値額が30億円以下の法人についてはその超える額に4分の3の割合を乗じて得た金額を、付加価値額が30億円超40億円未満の法人についてはその超える額に当該付加価値額に応じて4分の3から零までの間の割合を乗じて得た金額を、それぞれ当該事業年度に係る事業税額から控除すること。（高知県税条例等の一部を改正する条例（平成28年高知県条例第40号。以下「一部改正条例」という。）附則第4項から第7項まで）

(イ) 資本金が1億円超の普通法人のうち平成29年4月1日から平成30年3月31日

までの間に開始する事業年度に係る付加価値額が40億円未満の法人について、当該事業年度に係る事業税額が平成28年3月31日現在の付加価値割、資本割及び所得割の税率を当該事業年度のそれぞれの課税標準に乗じて計算した金額と、当該事業年度の課税標準に平成28年3月31日現在の所得割の税率を乗じて計算した金額に同日現在の地方法人特別税の税率を乗じた金額との合計額を超える場合にあっては、付加価値額が30億円以下の法人についてはその超える額に2分の1の割合を乗じて得た金額を、付加価値額が30億円超40億円未満の法人についてはその超える額に当該付加価値額に応じて2分の1から零までの間の割合を乗じて得た金額を、それぞれ当該事業年度に係る事業税額から控除すること。（一部改正条例附則第8項から第11項まで）

(ウ) 資本金が1億円超の普通法人のうち平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に開始する事業年度に係る付加価値額が40億円未満の法人について、当該事業年度に係る事業税額が平成28年3月31日現在の付加価値割、資本割及び所得割の税率を当該事業年度のそれぞれの課税標準に乗じて計算した金額と、当該事業年度の課税標準に平成28年3月31日現在の所得割の税率を乗じて計算した金額に同日現在の地方法人特別税の税率を乗じた金額との合計額を超える場合にあっては、付加価値額が30億円以下の法人についてはその超える額に4分の1の割合を乗じて得た金額を、付加価値額が30億円超40億円未満の法人についてはその超える額に当該付加価値額に応じて4分の1から零までの間の割合を乗じて得た金額を、それぞれ当該事業年度に係る事業税額から控除すること。（一部改正条例附則第12項）

ウ 平成28年4月1日以後に開始する事業年度に係る資本金1億円超の普通法人の事業税の所得割について、税率を次のとおりとすること。（付則第13条の2）

所得のうち年400万円以下の金額	100分の0.3（現行 100分の1.6）
所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額	100分の0.5（現行 100分の2.3）
所得のうち年800万円を超える金額	100分の0.7（現行 100分の3.1）

エ 地域再生法の一部を改正する法律の施行の日から平成32年3月31日までの間に、認定地方公共団体に対して、当該認定地方公共団体が行ったまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附金を支出した場合には、当該寄附金を支出した日を含む事業年度において支出した当該寄附金の額の合計額の100分の10に相当する金額を事業税額から控除する特例措置を講ずること。ただし、当期の事業税額の100分の15に相当する金額を上限とすること。（付則第13条の3）

オ ウに伴い、エの控除の上限を当期の事業税額の100分の20に相当する金額とすること。（付則第13条の4）

カ アからウまでに伴い、平成28年4月1日から施行することとされている資本金1億円超の普通法人の事業税の税率に係る改正規定等を削除することとし、併せて県たばこ税に関する経過措置に係る規定の整備を行うこと。（高知県税条例の一部を改正する条例（平成27年高知県条例第56号）第3条及び付則）

(3) 不動産取得税

ア 新築住宅を宅地建物取引業者等が取得したものとみなす日を住宅新築の日から1年（本則 6月）を経過した日とする特例措置の適用期限を平成30年3月31日まで

延長すること。（付則第16条第1項）

イ 特例適用住宅の用に供する土地に係る税額の減額措置について、土地取得後の住宅新築までの経過年数要件に係る特例措置の適用期限を平成30年3月31日まで延長すること。（付則第16条第2項）

ウ 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）に規定する認定長期優良住宅の新築に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成30年3月31日まで延長すること。（付則第17条）

(4) 自動車取得税

ア 一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が取得する地域住民の生活に必要な特定の路線の運行の用に供する一般乗合用のバスに係る非課税措置の適用期限を平成29年3月31日まで延長すること。（付則第22条）

イ 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る税率をこの特例措置の適用がないものとした場合の税率に100分の20を乗じて得た率とする特例措置について、対象に次のいずれにも該当する車両総重量が7.5トンを超えるバス又はトラック（軽油自動車に限る。）を追加すること。（付則第22条の2第2項）

(ア) 平成28年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準（以下「平成28年軽油重量車基準」という。）に適合すること。

(イ) エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）に規定するエネルギー消費効率（以下「エネルギー消費効率」という。）が同法の規定により定められる製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して定めるエネルギー消費効率であって平成27年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下「平成27年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

ウ 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る税率をこの特例措置の適用がないものとした場合の税率に100分の40を乗じて得た率とする特例措置について、対象に次のいずれにも該当する車両総重量が7.5トンを超えるバス又はトラック（軽油自動車に限る。）を追加すること。（付則第22条の2第3項）

(ア) 平成28年軽油重量車基準に適合すること。

(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。

エ 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る税率をこの特例措置の適用がないものとした場合の税率に100分の60を乗じて得た率とする特例措置について、対象に次のいずれにも該当する車両総重量が7.5トンを超えるバス又はトラック（軽油自動車に限る。）を追加すること。（付則第22条の2第4項）

(ア) 平成28年軽油重量車基準に適合すること。

(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率以上であること。

(5) 自動車税

平成25年度分及び平成26年度分の税率の特例措置に係る規定を削除することとし、併せて平成27年度分及び平成28年度分の税率の特例措置に係る規定の整備を行うこと。（付則第23条）

(6) 地方消費税

消費税の軽減税率制度の導入に伴い、課税仕入れ等を適用税率別に区分することが

困難な小売業等を営む事業者に対する経過措置が適用される場合には、消費税の申告額に78分の22を乗じた額を譲渡割額とする措置を講ずること。（高知県税条例の一部を改正する条例（平成25年高知県条例第59号）附則第14項及び第17項）

（7） その他所要の規定の整備を行うこと。

3 施行期日

この条例は、平成28年4月1日から施行することとした。ただし、2の(2)のイは公布の日（一部の改正規定にあっては、平成29年1月1日）から、2の(2)のイの(イ)は平成29年4月1日から、2の(2)のイの(ウ)は平成30年4月1日から施行することとした。

条 例

高知県税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。
平成28年3月31日（揭示済）

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第40号

高知県税条例等の一部を改正する条例

（高知県税条例の一部改正）

第1条 高知県税条例（昭和33年高知県条例第1号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項第2号中「、収益事業」を「、収益事業（政令第15条に規定する事業をいう。以下この号において同じ。）」に改める。

第27条第1項中「完納しない場合においては」を「完納しない場合には」に改め、同項ただし書中「第13条の2」を「第13条の2第1項」に、「場合においては、これを発しないものとする」を「場合は、この限りでない」に改め、同条第2項中「の規定によって」を「（同条第8項において準用する場合を含む。）の規定により」に、「すみやかに」を「速やかに」に改め、同条第3項中「徴収の嘱託を受けた滞納に係る」を「法第20条の4第1項の規定により知事が徴収の嘱託を受けた滞納に係る他の」に、「徴収」を「、徴収」に改める。

第39条中「控除する」を「控除するものとする」に改める。

第39条の3中「課された場合においては」を「課された場合には」に、「控除する」を「控除するものとする」に改める。

第39条の4中「控除する」を「控除するものとする」に改める。

第53条第4項中「をいう」を「をいう。以下同じ」に改める。

第56条第1項中「当該各号」を「それぞれ当該各号」に改める。

第57条第2項中「規定によって」を「規定により」に改め、同条第3項中「及び」を「若しくは」に、「事業を」を「事業とを」に改める。

第58条第1項第1号ア中「100分の0.72」を「100分の1.2」に改め、同号イ中「100分の0.3」を「100分の0.5」に改め、同号ウの表中「100分の3.1」を「100分の1.9」に、「100分の4.6」を「100分の2.7」に、「100分の6」を「100分の3.6」に改め、同条第3項第1号ア中「100分の0.72」を「100分の1.2」に改め、同号イ中「100分の0.3」を「100分の0.5」に改め、同号ウ中「100分の6」を「100分の3.6」に改める。

第60条第1項第1号中「規定によって」を「規定により」に改め、同号ただし書中「の規定（法第72条の28第2項において準用する場合を含む。）によって」を「（これらの規定を法第72条の28第2項において準用する場合を含む。）の規定により」に改め、同項第2号から第5号までの規定中「規定によって」を「規定により」に改める。

第61条中「規定によって」を「規定により」に改める。

第65条の見出し中「新設法人」を「新設法人等」に改め、同条第2項中「あらたに」を「新たに」に、「開始した場合には」を「開始した場合には」に改め、同条第3項中「法人が同項の届出をなす場合においては」を「届出をする法人は」に、「設立登記の写」を「設立の登記に係る登記事項証明書の写し」に、「必要と」を「必要があると」に改める。

第70条の6第1項及び第2項中「規定によって」を「規定により」に改め、同条第3項中「第72条の89第2項及び第3項の規定によって同条第2項及び第3項」を「第72条の89第2項又は第3項の規定により同条第2項」に改める。

第144条第1項第3号ア(ア)中「付則第23条」を「付則第23条第1項」に改める。
第154条第3項第2号中「規定により」を「規定により月割をもって」に改める。
付則第9条第1項中「控除する」を「控除するものとする」に改め、同条第3項中「法附則第5条の4第8項」を「同条第8項」に改める。
付則第9条の2第1項中「控除する」を「控除するものとする」に改め、同条第2項第2号中「規定によって」を「規定により」に改める。
付則第9条の2の2第3項中「平成29年」を「平成31年」に改める。
付則第12条第1項及び第5項中「規定によって」を「規定により」に改める。
付則第12条の次に次の1条を加える。

(法人の県民税の特定寄附金税額控除)

- 第12条の2** 法人税法第121条第1項(同法第146条第1項において準用する場合を含む。)の承認を受けている法人が、規則で定める日から平成32年3月31日までの間に、地域再生法(平成17年法律第24号)第8条第1項に規定する認定地方公共団体(以下「認定地方公共団体」という。)に対して、当該認定地方公共団体が行ったまち・ひと・しごと創生寄附活用事業(当該認定地方公共団体が作成した同項に規定する認定地域再生計画に記載されている同法第5条第4項第2号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業をいう。付則第13条の3第1項において同じ。)に関連する寄附金(その寄附をした法人がその寄附によって設けられた設備を専属的に利用することその他特別の利益が当該法人に及ぶと認められるものを除く。以下「特定寄附金」という。)を支出した場合には、当該特定寄附金を支出した日を含む事業年度(解散(合併による解散を除く。)の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。以下この項において「寄附金支出事業年度」という。)に係る法第53条第1項(同項に規定する予定申告法人に係る部分を除く。)、第22項又は第23項の規定により申告納付すべき県民税の法人税割額から、当該寄附金支出事業年度において支出した特定寄附金の額(当該寄附金支出事業年度の法人税の所得の金額の計算上損金の額に算入されるものに限る。)の合計額(2以上の都道府県において事務所又は事業所を有する法人にあっては、当該合計額を法第57条第1項の規定による県民税の法人税割の課税標準たる法人税額の分割の基準となる従業者の数にあん分して計算した金額)の100分の5に相当する金額(以下この項において「控除額」という。)を控除するものとする。この場合において、当該法人の寄附金支出事業年度における控除額が、当該法人の当該寄附金支出事業年度のこの項並びに法第53条第24項及び第25項並びに第26項(同条第28項(同条第29項において準用する場合を含む。))においてみなして適用する場合及び同条第29項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定を適用しないで計算した場合の県民税の法人税割額(当該法人税割額のうち法人税法第89条(同法第145条の5において読み替えて準用する場合を含む。))の申告書に係る法人税額が含まれている場合には、当該法人税額をないものとして計算した場合の県民税の法人税割額とする。)の100分の20に相当する金額を超えるときは、その控除する金額は、当該100分の20に相当する金額とする。
- 2 前項の規定は、法附則第8条の2の2第2項に規定する場合に限り、適用する。この場合において、前項の規定により控除する金額は、同条第2項後段に規定する金額を限度とする。
- 3 連結親法人又は当該連結親法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人(連結申告法人に限る。)が、規則で定める日から平成32年3月31日までの間に、認定地方公共団体に対して特定寄附金を支出した場合には、当該特定寄附金を支出した日を含む連結事業年度(以下この項において「寄附金支出連結事業年度」という。)の法第

53条第4項、第22項又は第23項の規定により申告納付すべき県民税の法人税割額から、当該寄附金支出連結事業年度において支出した特定寄附金の額(当該寄附金支出連結事業年度の法人税の連結所得の金額の計算上損金の額に算入されるものに限る。)の合計額(2以上の都道府県において事務所又は事業所を有する法人にあっては、当該合計額を法第57条第1項の規定による県民税の法人税割の課税標準たる個別帰属法人税額の分割の基準となる従業者の数にあん分して計算した金額)の100分の5に相当する金額(以下この項において「控除額」という。)を控除するものとする。この場合において、当該連結親法人又は連結子法人の寄附金支出連結事業年度における控除額が、当該連結親法人又は連結子法人の当該寄附金支出連結事業年度のこの項並びに法第53条第24項及び第25項並びに第27項(同条第28項(同条第29項において準用する場合を含む。))においてみなして適用する場合及び同条第29項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定を適用しないで計算した場合の県民税の法人税割額の100分の20に相当する金額を超えるときは、その控除する金額は、当該100分の20に相当する金額とする。

4 前項の規定は、法附則第8条の2の2第4項各号に掲げる連結親法人又は連結子法人については、適用しない。

5 第3項の規定は、法附則第8条の2の2第5項に規定する場合に限り、適用する。この場合において、第3項の規定により控除する金額は、同条第5項後段に規定する金額を限度とする。

付則第13条の2中「第2条」を「第2条第1項」に、「平成27年4月1日」を「平成28年4月1日」に、「100分の3.1」とあるのは「100分の1.6」を「100分の1.9」とあるのは「100分の0.3」に、「100分の4.6」とあるのは「100分の2.3」を「100分の2.7」とあるのは「100分の0.5」に、「100分の6」とあるのは「100分の3.1」を「100分の3.6」とあるのは「100分の0.7」に改める。

付則第13条の2の次に次の見出し及び2条を加える。

(法人の事業税の特定寄附金税額控除)

第13条の3 法人税法第121条第1項(同法第146条第1項において準用する場合を含む。)の承認を受けている法人又は同法第121条第1項の承認を受けていない法人で連結申告法人に該当するものが、規則で定める日から平成32年3月31日までの間に、認定地方公共団体に対して、当該認定地方公共団体が行ったまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する特定寄附金を支出した場合には、当該特定寄附金を支出した日を含む事業年度(解散(合併による解散を除く。)の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。以下この項において「寄附金支出事業年度」という。)に係る法第72条の25、第72条の26第1項ただし書、第72条の28又は第72条の33第2項若しくは第3項の規定により申告納付すべき事業税額から、当該寄附金支出事業年度において支出した特定寄附金の額(当該寄附金支出事業年度の法人税の所得の金額の計算上損金の額に算入されるものに限る。)の合計額(2以上の都道府県において事務所又は事業所を有する法人にあっては、当該合計額を法第72条の48第2項に規定する事業税額の課税標準の分割基準によりあん分して計算した金額)の100分の10に相当する金額(以下この項において「控除額」という。)を控除するものとする。この場合において、当該法人の寄附金支出事業年度における控除額が、当該法人の当該寄附金支出事業年度の第58条第1項から第3項までの規定により計算した事業税額の100分の15に相当する金額を超えるときは、その控除する金額は、当該100分の15に相当する金額とする。

2 前項の規定は、法附則第9条の2の2第2項に規定する場合に限り、適用する。こ

の場合において、前項の規定により控除する金額は、同条第2項後段に規定する金額を限度とする。

第13条の4 地方法人特別税等に関する暫定措置法第2条第2項の規定により、規則で定める日以後に終了する事業年度に係る法人の事業税についての前条の規定の適用については、同条第1項中「100分の15」とあるのは、「100分の20」とする。

付則第16条第1項中「平成28年3月31日」を「平成30年3月31日」に改め、同条第2項中「平成28年3月31日」を「平成30年3月31日」に、「規定する場合においては」を「規定する場合には」に、「同条第1項」を「同項」に改める。

付則第17条中「平成28年3月31日」を「平成30年3月31日」に改める。

付則第17条の2中「附則第7条第17項」を「附則第7条第16項」に、「附則第7条第18項」を「附則第7条第17項」に改める。

付則第22条中「取得した場合においては」を「取得した場合には」に、「平成28年3月31日」を「平成29年3月31日」に改める。

付則第22条の2第2項第1号イ(ウ)中「以下この条及び付則第22条の2の3において」を「以下」に改め、同項第2号ア(ア)中「附則第12条の2第2項第5号イ」を「附則第12条の2の2第2項第5号イ」に改め、同号エ中「附則第12条の2の3第2項第2号ニ」を「附則第12条の2の3第2項第2号ホ」に改め、同号エを同号オとし、同号ウ中「附則第12条の2の3第2項第2号ハ」を「附則第12条の2の3第2項第2号ニ」に改め、同号ウ(ア)中「附則第12条の2の2第2項第5号ハ(1)」を「附則第12条の2の2第2項第5号ニ(1)」に改め、同号ウを同号エとし、同号イの次に次のように加える。

ウ 車両総重量が7.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法附則第12条の2の3第2項第2号ハに規定する総務省令で定めるもの

(ア) 道路運送車両法第41条の規定により平成28年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で法附則第12条の2の2第2項第5号ハ(1)に規定する総務省令で定めるもの(以下この条において「平成28年軽油重量車基準」という。)に適合すること。

(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

付則第22条の2第3項第2号エ中「附則第12条の2の3第3項第2号ニ」を「附則第12条の2の3第3項第2号ホ」に改め、同号エを同号オとし、同号ウ中「附則第12条の2の3第3項第2号ハ」を「附則第12条の2の3第3項第2号ニ」に改め、同号ウを同号エとし、同号イの次に次のように加える。

ウ 車両総重量が7.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法附則第12条の2の3第3項第2号ハに規定する総務省令で定めるもの

(ア) 平成28年軽油重量車基準に適合すること。

(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。

付則第22条の2第4項第2号エ中「附則第12条の2の3第4項第2号ニ」を「附則第12条の2の3第4項第2号ホ」に改め、同号エを同号オとし、同号ウ中「附則第12条の2の3第4項第2号ハ」を「附則第12条の2の3第4項第2号ニ」に改め、同号ウを同号エとし、同号イの次に次のように加える。

ウ 車両総重量が7.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当

するもので法附則第12条の2の3第4項第2号ハに規定する総務省令で定めるもの

(ア) 平成28年軽油重量車基準に適合すること。

(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率以上であること。

付則第22条の2の3第1項第7号中「附則第12条の2の2第2項第5号ハ」を「附則第12条の2の2第2項第5号ニ」に改め、同条第2項第3号中「付則第22条の2第2項第2号ウ又はエ」を「付則第22条の2第2項第2号エ又はオ」に改め、同条第3項第3号中「付則第22条の2第3項第2号ウ又はエ」を「付則第22条の2第3項第2号エ又はオ」に改め、同条第4項第3号中「付則第22条の2第4項第2号ウ又はエ」を「付則第22条の2第4項第2号エ又はオ」に改める。

付則第23条第1項中「次の各号に」を「次に」に改め、「。次項において同じ」を削り、「メタノールを内燃機関の燃料として用いる自動車で法附則第12条の3第1項」を「メタノールを内燃機関の燃料として用いる自動車と同項」に、「混合物で法附則第12条の3第1項」を「混合物と同項」に、「その他の法附則第12条の3第1項」を「その他の同項」に、「当該各号に定める年度以後の年度分」を「平成28年度分」に改め、同項第1号中「受けたもの 新車新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度」を「受けたもの」に改め、同項第2号中「受けたもの 新車新規登録を受けた日から起算して12年を経過した日の属する年度」を「受けたもの」に改め、同項の表を次のように改める。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第144条第1項第1号ア(ア)及び(イ)	7,500円	8,600円
第144条第1項第1号ア(ウ)	8,500円	9,700円
第144条第1項第1号ア(エ)	9,500円	10,900円
第144条第1項第1号ア(オ)	13,800円	15,800円
第144条第1項第1号ア(カ)	15,700円	18,000円
第144条第1項第1号ア(キ)	17,900円	20,500円
第144条第1項第1号ア(ク)	20,500円	23,500円
第144条第1項第1号ア(ケ)	23,600円	27,100円
第144条第1項第1号ア(コ)	27,200円	31,200円
第144条第1項第1号ア(サ)	40,700円	46,800円
第144条第1項第1号イ(ア)及び(イ)	29,500円	33,900円

第144条第1項第1号イ(ウ)	34,500円	39,600円
第144条第1項第1号イ(エ)	39,500円	45,400円
第144条第1項第1号イ(オ)	45,000円	51,700円
第144条第1項第1号イ(カ)	51,000円	58,600円
第144条第1項第1号イ(キ)	58,000円	66,700円
第144条第1項第1号イ(ク)	66,500円	76,400円
第144条第1項第1号イ(ケ)	76,500円	87,900円
第144条第1項第1号イ(コ)	88,000円	101,200円
第144条第1項第1号イ(サ)	111,000円	127,600円
第144条第1項第2号ア(ア)	6,500円	7,100円
第144条第1項第2号ア(イ)	9,000円	9,900円
第144条第1項第2号ア(ウ)	12,000円	13,200円
第144条第1項第2号ア(エ)	15,000円	16,500円
第144条第1項第2号ア(オ)	18,500円	20,300円
第144条第1項第2号ア(カ)	22,000円	24,200円
第144条第1項第2号ア(キ)	25,500円	28,000円
第144条第1項第2号ア(ク)	29,500円	32,400円
第144条第1項第2号ア(ケ)	29,500円	32,400円
	4,700円	5,100円
第144条第1項第2号イ(ア)	8,000円	8,800円
第144条第1項第2号イ(イ)	11,500円	12,600円
第144条第1項第2号イ(ウ)	16,000円	17,600円
第144条第1項第2号イ(エ)	20,500円	22,500円

第144条第1項第2号イ(オ)	25,500円	28,000円
第144条第1項第2号イ(カ)	30,000円	33,000円
第144条第1項第2号イ(キ)	35,000円	38,500円
第144条第1項第2号イ(ク)	40,500円	44,500円
第144条第1項第2号イ(ケ)	40,500円	44,500円
	6,300円	6,900円
第144条第1項第2号ウ(ア)	7,500円	8,200円
	15,100円	16,600円
第144条第1項第2号ウ(イ)	10,200円	11,200円
	20,600円	22,600円
第144条第1項第3号ア(イ)	26,500円	29,100円
	32,000円	35,200円
	38,000円	41,800円
	44,000円	48,400円
	50,500円	55,500円
	57,000円	62,700円
	64,000円	70,400円
第144条第1項第3号イ(ア)	12,000円	13,200円
	14,500円	15,900円
	17,500円	19,200円
	20,000円	22,000円
	22,500円	24,700円

	25,500円	28,000円
	29,000円	31,900円
第144条第1項第3号イ(イ)	33,000円	36,300円
	41,000円	45,100円
	49,000円	53,900円
	57,000円	62,700円
	65,500円	72,000円
	74,000円	81,400円
	83,000円	91,300円
第144条第1項第4号ア	4,500円	5,100円（特種用途自動車のうちトラックに準ずるものにあつては、4,900円）
第144条第1項第4号イ	6,000円	6,900円（特種用途自動車のうちトラックに準ずるものにあつては、6,600円）
第144条第1項第5号ア(ア)	11,500円	13,200円
第144条第1項第5号ア(イ)	9,600円	11,000円
	15,000円	17,200円
第144条第1項第5号ア(ウ)	4,800円	5,500円
	9,000円	10,300円
	15,000円	17,200円
第144条第1項第5号イ(ア)	23,600円	27,100円
	27,600円	31,700円

	31,600円	36,300円
	36,000円	41,400円
	40,800円	46,900円
	46,400円	53,300円
	53,200円	61,100円
	61,200円	70,300円
	70,400円	80,900円
	88,800円	102,100円
第144条第1項第5号イ(イ)	15,700円	18,000円
第144条第1項第5号イ(ウ)	13,100円	15,000円
	20,500円	23,500円
第144条第1項第5号イ(エ)	6,500円	7,400円
	11,500円	13,200円
	20,500円	23,500円
第144条第2項第1号ア及びイ	3,700円	4,100円
第144条第2項第1号ウ	4,700円	5,200円
第144条第2項第1号エ	6,300円	6,900円
第144条第2項第2号ア及びイ	5,200円	5,700円
第144条第2項第2号ウ	6,300円	6,900円
第144条第2項第2号エ	8,000円	8,800円
第154条第3項第1号	45,000円	49,500円（第144条第1項第1号、第4号又は第5号の規定が適用されるもの）

		(特種用途自動車のうちトラックに準ずるものを除く。)にあつては、51,700円)
第154条第3項第2号	年額45,000円	年額49,500円(第144条第1項第1号、第4号又は第5号の規定が適用されるもの(特種用途自動車のうちトラックに準ずるものを除く。)にあつては、51,700円)
	45,000円(49,500円(第144条第1項第1号、第4号又は第5号の規定が適用されるもの(特種用途自動車のうちトラックに準ずるものを除く。)にあつては、51,700円。ただし、

付則第23条第2項から第4項までを削り、同条第5項中「附則第12条の3第6項各号」を「附則第12条の3第3項各号」に改め、同項の表を次のように改め、同項を同条第2項とする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第144条第1項第1号ア(ア)及び(イ)	7,500円	2,000円
第144条第1項第1号ア(ウ)	8,500円	2,500円
第144条第1項第1号ア(エ)	9,500円	2,500円
第144条第1項第1号ア(オ)	13,800円	3,500円
第144条第1項第1号ア(カ)	15,700円	4,000円
第144条第1項第1号ア(キ)	17,900円	4,500円
第144条第1項第1号ア(ク)	20,500円	5,500円

第144条第1項第1号ア(ケ)	23,600円	6,000円
第144条第1項第1号ア(コ)	27,200円	7,000円
第144条第1項第1号ア(サ)	40,700円	10,500円
第144条第1項第1号イ(ア)及び(イ)	29,500円	7,500円
第144条第1項第1号イ(ウ)	34,500円	9,000円
第144条第1項第1号イ(エ)	39,500円	10,000円
第144条第1項第1号イ(オ)	45,000円	11,500円
第144条第1項第1号イ(カ)	51,000円	13,000円
第144条第1項第1号イ(キ)	58,000円	14,500円
第144条第1項第1号イ(ク)	66,500円	17,000円
第144条第1項第1号イ(ケ)	76,500円	19,500円
第144条第1項第1号イ(コ)	88,000円	22,000円
第144条第1項第1号イ(サ)	111,000円	28,000円
第144条第1項第2号ア(ア)	6,500円	2,000円
第144条第1項第2号ア(イ)	9,000円	2,500円
第144条第1項第2号ア(ウ)	12,000円	3,000円
第144条第1項第2号ア(エ)	15,000円	4,000円
第144条第1項第2号ア(オ)	18,500円	5,000円
第144条第1項第2号ア(カ)	22,000円	5,500円
第144条第1項第2号ア(キ)	25,500円	6,500円
第144条第1項第2号ア(ク)	29,500円	7,500円
第144条第1項第2号ア(ケ)	29,500円	7,500円

	4,700円	1,200円
第144条第1項第2号イ(ア)	8,000円	2,000円
第144条第1項第2号イ(イ)	11,500円	3,000円
第144条第1項第2号イ(ウ)	16,000円	4,000円
第144条第1項第2号イ(エ)	20,500円	5,500円
第144条第1項第2号イ(オ)	25,500円	6,500円
第144条第1項第2号イ(カ)	30,000円	7,500円
第144条第1項第2号イ(キ)	35,000円	9,000円
第144条第1項第2号イ(ク)	40,500円	10,500円
第144条第1項第2号イ(ケ)	40,500円	10,500円
	6,300円	1,600円
第144条第1項第2号ウ(ア)	7,500円	2,000円
	15,100円	4,000円
第144条第1項第2号ウ(イ)	10,200円	3,000円
	20,600円	5,500円
第144条第1項第3号ア(ア)	12,000円	3,000円
	14,500円	4,000円
	17,500円	4,500円
	20,000円	5,000円
	22,500円	6,000円
	25,500円	6,500円
	29,000円	7,500円
第144条第1項第3号ア(イ)	26,500円	7,000円

	32,000円	8,000円
	38,000円	9,500円
	44,000円	11,000円
	50,500円	13,000円
	57,000円	14,500円
	64,000円	16,000円
第144条第1項第3号イ(ア)	12,000円	3,000円
	14,500円	4,000円
	17,500円	4,500円
	20,000円	5,000円
	22,500円	6,000円
	25,500円	6,500円
	29,000円	7,500円
第144条第1項第3号イ(イ)	33,000円	8,500円
	41,000円	10,500円
	49,000円	12,500円
	57,000円	14,500円
	65,500円	16,500円
	74,000円	18,500円
	83,000円	21,000円
第144条第1項第4号ア	4,500円	1,500円
第144条第1項第4号イ	6,000円	1,500円

第144条第1項第5号ア(ア)	11,500円	3,000円
第144条第1項第5号ア(イ)	9,600円	2,500円
	15,000円	4,000円
第144条第1項第5号ア(ウ)	4,800円	1,500円
	9,000円	2,500円
	15,000円	4,000円
第144条第1項第5号イ(ア)	23,600円	6,000円
	27,600円	7,000円
	31,600円	8,000円
	36,000円	9,000円
	40,800円	10,500円
	46,400円	12,000円
	53,200円	13,500円
	61,200円	15,500円
第144条第1項第5号イ(イ)	70,400円	18,000円
	88,800円	22,500円
第144条第1項第5号イ(イ)	15,700円	4,000円
第144条第1項第5号イ(ウ)	13,100円	3,500円
	20,500円	5,500円
第144条第1項第5号イ(エ)	6,500円	2,000円
	11,500円	3,000円
	20,500円	5,500円
第144条第2項第1号ア及びイ	3,700円	1,000円

第144条第2項第1号ウ	4,700円	1,200円
第144条第2項第1号エ	6,300円	1,600円
第144条第2項第2号ア及びイ	5,200円	1,300円
第144条第2項第2号ウ	6,300円	1,600円
第144条第2項第2号エ	8,000円	2,000円

付則第23条第6項中「平成27年度基準エネルギー消費効率」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律第78条第1項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して法附則第12条の3第3項第4号に規定する総務省令で定めるエネルギー消費効率であって平成27年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの」に、「平成17年窒素酸化物排出許容限度」を「道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値で同号に規定する総務省令で定めるもの」に、「附則第12条の3第7項」を「附則第12条の3第4項」に、「第3項の表」を「次の表」に改め、同項に次の表を加え、同項を同条第3項とする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第144条第1項第1号ア(ア)及び(イ)	7,500円	4,000円
第144条第1項第1号ア(ウ)	8,500円	4,500円
第144条第1項第1号ア(エ)	9,500円	5,000円
第144条第1項第1号ア(オ)	13,800円	7,000円
第144条第1項第1号ア(カ)	15,700円	8,000円
第144条第1項第1号ア(キ)	17,900円	9,000円
第144条第1項第1号ア(ク)	20,500円	10,500円
第144条第1項第1号ア(ケ)	23,600円	12,000円
第144条第1項第1号ア(コ)	27,200円	14,000円
第144条第1項第1号ア(サ)	40,700円	20,500円
第144条第1項第1号イ(ア)及び(イ)	29,500円	15,000円

第144条第1項第1号イ(ウ)	34,500円	17,500円
第144条第1項第1号イ(エ)	39,500円	20,000円
第144条第1項第1号イ(オ)	45,000円	22,500円
第144条第1項第1号イ(カ)	51,000円	25,500円
第144条第1項第1号イ(キ)	58,000円	29,000円
第144条第1項第1号イ(ク)	66,500円	33,500円
第144条第1項第1号イ(ケ)	76,500円	38,500円
第144条第1項第1号イ(コ)	88,000円	44,000円
第144条第1項第1号イ(サ)	111,000円	55,500円
第144条第1項第2号ア(ア)	6,500円	3,500円
第144条第1項第2号ア(イ)	9,000円	4,500円
第144条第1項第2号ア(ウ)	12,000円	6,000円
第144条第1項第2号ア(エ)	15,000円	7,500円
第144条第1項第2号ア(オ)	18,500円	9,500円
第144条第1項第2号ア(カ)	22,000円	11,000円
第144条第1項第2号ア(キ)	25,500円	13,000円
第144条第1項第2号ア(ク)	29,500円	15,000円
第144条第1項第2号ア(ケ)	29,500円	15,000円
	4,700円	2,400円
第144条第1項第2号イ(ア)	8,000円	4,000円
第144条第1項第2号イ(イ)	11,500円	6,000円
第144条第1項第2号イ(ウ)	16,000円	8,000円
第144条第1項第2号イ(エ)	20,500円	10,500円

第144条第1項第2号イ(オ)	25,500円	13,000円
第144条第1項第2号イ(カ)	30,000円	15,000円
第144条第1項第2号イ(キ)	35,000円	17,500円
第144条第1項第2号イ(ク)	40,500円	20,500円
第144条第1項第2号イ(ケ)	40,500円	20,500円
	6,300円	3,200円
第144条第1項第2号ウ(ア)	7,500円	4,000円
	15,100円	8,000円
第144条第1項第2号ウ(イ)	10,200円	5,500円
	20,600円	10,500円
第144条第1項第3号ア(ア)	12,000円	6,000円
	14,500円	7,500円
	17,500円	9,000円
	20,000円	10,000円
	22,500円	11,500円
	25,500円	13,000円
	29,000円	14,500円
第144条第1項第3号ア(イ)	26,500円	13,500円
	32,000円	16,000円
	38,000円	19,000円
	44,000円	22,000円
	50,500円	25,500円

	57,000円	28,500円					
	64,000円	32,000円				15,000円	7,500円
第144条第1項第3号イ(ア)	12,000円	6,000円		第144条第1項第5号イ(ア)	23,600円	12,000円	
	14,500円	7,500円			27,600円	14,000円	
	17,500円	9,000円			31,600円	16,000円	
	20,000円	10,000円			36,000円	18,000円	
	22,500円	11,500円			40,800円	20,500円	
	25,500円	13,000円			46,400円	23,500円	
	29,000円	14,500円			53,200円	27,000円	
					61,200円	31,000円	
第144条第1項第3号イ(イ)	33,000円	16,500円			70,400円	35,500円	
	41,000円	20,500円			88,800円	44,500円	
	49,000円	24,500円					
	57,000円	28,500円			第144条第1項第5号イ(イ)	15,700円	8,000円
	65,500円	33,000円		第144条第1項第5号イ(ウ)	13,100円	7,000円	
	74,000円	37,000円			20,500円	10,500円	
83,000円	41,500円		第144条第1項第5号イ(エ)	6,500円	3,500円		
				11,500円	6,000円		
				20,500円	10,500円		
第144条第1項第4号ア	4,500円	2,500円		第144条第2項第1号ア及びイ	3,700円	1,800円	
第144条第1項第4号イ	6,000円	3,000円		第144条第2項第1号ウ	4,700円	2,300円	
第144条第1項第5号ア(ア)	11,500円	6,000円		第144条第2項第1号エ	6,300円	3,200円	
第144条第1項第5号ア(イ)	9,600円	5,000円		第144条第2項第2号ア及びイ	5,200円	2,600円	
	15,000円	7,500円		第144条第2項第2号ウ	6,300円	3,200円	
第144条第1項第5号ア(ウ)	4,800円	2,500円					
	9,000円	4,500円					

第144条第2項第2号エ	8,000円	4,000円
--------------	--------	--------

付則第23条第7項を削る。

（高知県税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 高知県税条例の一部を改正する条例（平成25年高知県条例第59号）の一部を次のように改正する。

附則第1項第5号中「附則第11項から第15項まで」を「附則第11項から第17項まで」に改め、附則第13項中「消費税法第43条第1項第4号」を「同法第43条第1項第4号」に改め、附則第15項中「に係る消費税法」を「に係る同法」に改め、同項を附則第16項とし、附則第14項を附則第15項とし、附則第13項の次に次の1項を加える。

14 前項の場合において、29年新法附則第9条の5後段及び第9条の6第1項後段の規定により読み替えられた29年新法第72条の87各項に規定する事業者が、所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号。以下「平成28年所得税法等改正法」という。）附則第39条第1項又は第41条第1項に規定する適用対象期間における平成28年所得税法等改正法附則第39条第1項に規定する卸売業及び同項に規定する小売業に係る同項に規定する課税仕入れ等の税額の合計額の計算（附則第17項において「適用対象期間における課税仕入れ等の税額の計算」という。）について平成28年所得税法等改正法附則第39条第1項又は第42条第1項の規定の適用を受けるときは、当該事業者に対しては、前項の規定にかかわらず、29年新条例付則第15条第1項後段及び第2項後段の規定により読み替えられた29年新条例第70条の6第1項の規定を適用する。附則に次の1項を加える。

17 附則第15項の場合において、29年新法附則第9条の5後段及び第9条の6第1項後段の規定により読み替えられた29年新法第72条の88第1項に規定する事業者が、適用対象期間における課税仕入れ等の税額の計算について平成28年所得税法等改正法附則第39条第1項又は第42条第1項の規定の適用を受けるときは、当該事業者に対しては、附則第15項の規定にかかわらず、29年新条例付則第15条第1項後段及び第2項後段の規定により読み替えられた29年新条例第70条の6第2項の規定を適用する。

第3条 高知県税条例の一部を改正する条例（平成27年高知県条例第56号）の一部を次のように改正する。

第3条中高知県税条例第58条の改正規定を削る。

第3条のうち高知県税条例第69条の改正規定中「規定に基づき」を「規定に基づき国税庁長官に対し当該租税条約に規定する申立て（租税特別措置法第41条の19の5第1項の規定の適用がある場合の申立てに限る。）をした場合（事業を行う個人が租税条約の規定に基づき）」に、「申入れがあった場合」を「申入れがあった場合を含む。）」に、「第40条の3の3第12項第1号」を「第40条の3の3第12項第1号（同法第41条の19の5第10項において読み替えて準用する場合を含む。）」に改める。

第3条中高知県税条例付則第13条の2の改正規定を削る。

附則第1項第1号中「附則第14項」を「附則第10項」に改め、同項第3号中「附則第5項から第12項まで及び第15項から第27項まで」を「附則第5項から第8項まで及び第11項から第23項まで」に改め、同項第4号中「附則第13項」を「附則第9項」に改め、附則第2項中「附則第28項」を「附則第24項」に改め、附則第7項中「別段の定めがあるもの」を「次項に定めるもの」に改め、附則第8項から第11項までを削り、附則第12項を附則第8項とし、附則第13項から第19項までを4項ずつ繰り上げ、附則第20項中「附則第17項」を「附則第13項」に改め、同項の表中「平成27年改正法附則第1条第6号に掲げる規定による改正後の法（以下「28年新法」という。）」を「法」に、「28年

新法第74条の12第2項」を「法第74条の12第2項」に、「附則第18項」を「附則第14項」に改め、同項を附則第16項とし、附則第21項中「附則第17項」を「附則第13項」に改め、同項を附則第17項とし、附則第22項を附則第18項とし、附則第23項中「附則第18項から第21項まで」を「附則第14項から第17項まで」に改め、同項の表を次のように改め、同項を附則第19項とする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
附則第14項	前項に	附則第18項に
	地方税法等改正法附則第12条第4項	地方税法等改正法附則第12条第10項において読み替えて準用する同条第4項
	平成28年5月2日	平成29年5月1日
附則第14項第2号	前項	附則第18項
附則第15項	前項	附則第19項において読み替えて準用する前項
	平成28年9月30日	平成29年10月2日
附則第16項	附則第13項	附則第18項
	前3項	同項及び附則第19項において読み替えて準用する前3項
	地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号。以下「平成27年改正法」という。）附則第12条第7項	地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号。以下「平成27年改正法」という。）附則第12条第10項において読み替えて準用する同条第7項
	平成27年改正法附則第12条第7項	平成27年改正法附則第12条第10項において読み替えて準用する同条第7項
	附則第14項	附則第19項において読み替えて準用する附則第14項
平成28年5月2日	平成29年5月1日	
附則第17項	附則第13項	附則第18項

	地方税法等改正法附則第12条第8項	地方税法等改正法附則第12条第10項において読み替えて準用する同条第8項
--	-------------------	--------------------------------------

附則第24項を附則第20項とし、附則第25項中「附則第18項から第21項まで」を「附則第14項から第17項まで」に改め、同項の表を次のように改め、同項を附則第21項とする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
附則第14項	前項に	附則第20項に
	地方税法等改正法附則第12条第4項	地方税法等改正法附則第12条第12項において読み替えて準用する同条第4項
	平成28年5月2日	平成30年5月1日
附則第14項第2号	前項	附則第20項
附則第15項	前項	附則第21項において読み替えて準用する前項
	平成28年9月30日	平成30年10月1日
附則第16項	附則第13項	附則第20項
	前3項	同項及び附則第21項において読み替えて準用する前3項
	地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号。以下「平成27年改正法」という。）附則第12条第7項	地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号。以下「平成27年改正法」という。）附則第12条第12項において読み替えて準用する同条第7項
	平成27年改正法附則第12条第7項	平成27年改正法附則第12条第12項において読み替えて準用する同条第7項
	附則第14項	附則第21項において読み替えて準用する附則第14項

	平成28年5月2日	平成30年5月1日
附則第17項	附則第13項	附則第20項
	地方税法等改正法附則第12条第8項	地方税法等改正法附則第12条第12項において読み替えて準用する同条第8項

附則第26項を附則第22項とし、附則第27項中「附則第18項から第21項まで」を「附則第14項から第17項まで」に改め、同項の表を次のように改め、同項を附則第23項とする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
附則第14項	前項に	附則第22項に
	地方税法等改正法附則第12条第4項	地方税法等改正法附則第12条第14項において読み替えて準用する同条第4項
	平成28年5月2日	平成31年4月30日
附則第14項第2号	前項	附則第22項
附則第15項	前項	附則第23項において読み替えて準用する前項
	平成28年9月30日	平成31年9月30日
附則第16項	附則第13項	附則第22項
	前3項	同項及び附則第23項において読み替えて準用する前3項
	地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号。以下「平成27年改正法」という。）附則第12条第7項	地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号。以下「平成27年改正法」という。）附則第12条第14項において読み替えて準用する同条第7項
	平成27年改正法附則第12条第7項	平成27年改正法附則第12条第14項において読み替えて準用する同条第7項

	附則第14項	附則第23項において読み替えて準用する附則第14項
	平成28年5月2日	平成31年4月30日
附則第17項	附則第13項	附則第22項
	地方税法等改正法附則第12条第8項	地方税法等改正法附則第12条第14項において読み替えて準用する同条第8項

附則第28項を附則第24項とする。

附 則

(施行期日)

- この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - 第3条（次号に掲げる改正規定を除く。）の規定 公布の日
 - 第3条中高知県税条例の一部を改正する条例附則第20項の表の改正規定（「附則第18項」を「附則第14項」に改める部分を除く。） 平成29年1月1日
 - 附則第8項から第11項までの規定 平成29年4月1日
 - 附則第12項の規定 平成30年4月1日
(法人の県民税に関する経過措置)
- 第1条の規定による改正後の高知県税条例（以下「新条例」という。）付則第12条の2の規定は、同条第1項及び第3項の規則で定める日以後に終了する事業年度分の法人の県民税並びに同日以後に終了する連結事業年度分の法人の県民税について適用する。
(法人の事業税に関する経過措置)
- 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中法人の事業税に関する部分は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。
- 新条例第53条第1項第1号アに掲げる法人（他の2以上の都道府県においても事務所又は事業所を設けて事業を行う法人を除く。次項において同じ。）で、施行日から平成29年3月31日までの間に開始する事業年度の新条例第56条第1項第1号アに規定する付加価値額（当該事業年度が1年に満たない場合にあっては、当該事業年度の付加価値額に12を乗じて得た額を当該事業年度の月数（当該月数は、暦に従い計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。）で除して計算した金額。以下「平成28年度分調整後付加価値額」という。）が30億円以下であるものについては、当該事業年度に係る新条例付則第13条の2の規定により読み替えられた新条例第58条第1項第1号に規定する合計額（次項において「平成28年度分基準法人事業税額」という。）が地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号。以下「地方税法等改正法」という。）附則第5条第2項各号に掲げる金額の合計額を超える場合には、その超える額の4分の3に相当する金額（当該金額に100円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が100円未満である場合にあっては、当該端数金額又は当該全額を切り上げた金額）は、当該事業年度に係る付加価値額、資本金等の額又は所得について新条例第60条第1項の規定により申告納付すべき事業税額（以下「平成28年度分法人事業税額」とい

う。）から控除するものとする。

- 新条例第53条第1項第1号アに掲げる法人で、平成28年度分調整後付加価値額が30億円を超え40億円未満であるものについては、平成28年度分基準法人事業税額が地方税法等改正法附則第5条第2項各号に掲げる金額の合計額を超える場合には、その超える額に40億円から平成28年度分調整後付加価値額を控除した額の3倍に相当する額を乗じてこれを40億円で除して得た額に相当する金額（当該金額に100円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が100円未満である場合にあっては、当該端数金額又は当該全額を切り上げた金額）は、平成28年度分法人事業税額から控除するものとする。
- 新条例第53条第1項第1号アに掲げる法人（他の2以上の都道府県においても事務所又は事業所を設けて事業を行う法人に限る。次項において同じ。）で、平成28年度分調整後付加価値額が30億円以下であるものについては、施行日から平成29年3月31日までの間に開始する事業年度に係る新条例付則第13条の2の規定により読み替えられた新条例第58条第3項第1号に規定する合計額（次項において「平成28年度分基準法人事業税額」という。）が地方税法等改正法附則第5条第4項各号に掲げる金額の合計額を超える場合には、その超える額の4分の3に相当する金額（当該金額に100円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が100円未満である場合にあっては、当該端数金額又は当該全額を切り上げた金額）は、平成28年度分法人事業税額から控除するものとする。
- 新条例第53条第1項第1号アに掲げる法人で、平成28年度分調整後付加価値額が30億円を超え40億円未満であるものについては、平成28年度分基準法人事業税額が地方税法等改正法附則第5条第4項各号に掲げる金額の合計額を超える場合には、その超える額に40億円から平成28年度分調整後付加価値額を控除した額の3倍に相当する額を乗じてこれを40億円で除して得た額に相当する金額（当該金額に100円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が100円未満である場合にあっては、当該端数金額又は当該全額を切り上げた金額）は、平成28年度分法人事業税額から控除するものとする。
- 新条例第53条第1項第1号アに掲げる法人（他の2以上の都道府県においても事務所又は事業所を設けて事業を行う法人を除く。次項において同じ。）で、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に開始する事業年度の新条例第56条第1項第1号アに規定する付加価値額（当該事業年度が1年に満たない場合にあっては、当該事業年度の付加価値額に12を乗じて得た額を当該事業年度の月数で除して計算した金額。以下「平成29年度分調整後付加価値額」という。）が30億円以下であるものについては、当該事業年度に係る新条例第58条第1項第1号に規定する合計額（次項において「平成29年度分基準法人事業税額」という。）が地方税法等改正法附則第5条第6項各号に掲げる金額の合計額を超える場合には、その超える額の2分の1に相当する金額（当該金額に100円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が100円未満である場合にあっては、当該端数金額又は当該全額を切り上げた金額）は、当該事業年度に係る付加価値額、資本金等の額又は所得について新条例第60条第1項の規定により申告納付すべき事業税額（以下「平成29年度分法人事業税額」という。）から控除するものとする。
- 新条例第53条第1項第1号アに掲げる法人で、平成29年度分調整後付加価値額が30億円を超え40億円未満であるものについては、平成29年度分基準法人事業税額が地方税法等改正法附則第5条第6項各号に掲げる金額の合計額を超える場合には、その超える額に40億円から平成29年度分調整後付加価値額を控除した額を乗じてこれを20億円で除して得た額に相当する金額（当該金額に100円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が100円未満である場合にあっては、当該端数金額又は当該全額を切り上げた金額）は、平成29年度分法人事業税額から控除するものとする。
- 新条例第53条第1項第1号アに掲げる法人（他の2以上の都道府県においても事務所

又は事業所を設けて事業を行う法人に限る。次項において同じ。）で、平成29年度分調整後付加価値額が30億円以下であるものについては、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に開始する事業年度に係る新条例第58条第3項第1号に規定する合計額（次項において「平成29年度分基準法人事業税額」という。）が地方税法等改正法附則第5条第8項各号に掲げる金額の合計額を超える場合には、その超える額の2分の1に相当する金額（当該金額に100円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が100円未満である場合にあっては、当該端数金額又は当該全額を切り上げた金額）は、平成29年度分法人事業税額から控除するものとする。

- 11 新条例第53条第1項第1号アに掲げる法人で、平成29年度分調整後付加価値額が30億円を超え40億円未満であるものについては、平成29年度分基準法人事業税額が地方税法等改正法附則第5条第8項各号に掲げる金額の合計額を超える場合には、その超える額に40億円から平成29年度分調整後付加価値額を控除した額を乗じてこれを20億円で除して得た額に相当する金額（当該金額に100円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が100円未満である場合にあっては、当該端数金額又は当該全額を切り上げた金額）は、平成29年度分法人事業税額から控除するものとする。
- 12 附則第8項から前項までの規定は、新条例第53条第1項第1号アに掲げる法人に対する平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に開始する事業年度分の事業税について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
附則第8項	次項	附則第12項において読み替えて準用する次項
	平成29年4月1日から平成30年3月31日まで	平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
	平成29年度分調整後付加価値額	平成30年度分調整後付加価値額
	平成29年度分基準法人事業税額	平成30年度分基準法人事業税額
	地方税法等改正法附則第5条第6項各号	地方税法等改正法附則第5条第10項において読み替えて準用する同条第6項各号
	2分の1	4分の1
	平成29年度分法人事業税額	平成30年度分法人事業税額
附則第9項	平成29年度分調整後付加価値額	平成30年度分調整後付加価値額
	平成29年度分基準法人事業税額	平成30年度分基準法人事業税額
	地方税法等改正法附則第5条第	地方税法等改正法附則第5条第

	6項各号	10項において読み替えて準用する同条第6項各号
	20億円	40億円
	平成29年度分法人事業税額	平成30年度分法人事業税額
附則第10項	次項	附則第12項において読み替えて準用する次項
	平成29年度分調整後付加価値額	平成30年度分調整後付加価値額
	平成29年4月1日から平成30年3月31日まで	平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
	平成29年度分基準法人事業税額	平成30年度分基準法人事業税額
	地方税法等改正法附則第5条第8項各号	地方税法等改正法附則第5条第10項において読み替えて準用する同条第8項各号
	2分の1	4分の1
	平成29年度分法人事業税額	平成30年度分法人事業税額
前項	平成29年度分調整後付加価値額	平成30年度分調整後付加価値額
	平成29年度分基準法人事業税額	平成30年度分基準法人事業税額
	地方税法等改正法附則第5条第8項各号	地方税法等改正法附則第5条第10項において読み替えて準用する同条第8項各号
	20億円	40億円
	平成29年度分法人事業税額	平成30年度分法人事業税額

- 13 新条例付則第13条の3の規定は、同条第1項の規則で定める日以後に終了する事業年度に係る法人の事業税について適用する。
（不動産取得税に関する経過措置）
- 14 新条例の規定中不動産取得税に関する部分は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。
（自動車取得税に関する経過措置）
- 15 新条例の規定中自動車取得税に関する部分は、施行日以後の自動車の取得に対して課

すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

（自動車税に関する経過措置）

- 16 新条例の規定中自動車税に関する部分は、平成28年度分の自動車税について適用し、平成27年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

規 則

高知県税規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年6月13日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第44号

高知県税規則の一部を改正する規則

高知県税規則（昭和33年高知県規則第11号）の一部を次のように改正する。

付則第4項から第8項までを削り、付則第9項を付則第4項とし、付則第10項を付則第5項とし、付則第11項を付則第6項とし、付則に次の1項を加える。

7 条例付則第12条の2第1項及び第3項、第13条の3第1項並びに第13条の4の規則で定める日は、平成28年4月20日とする。

別記第69号様式中「平成28年3月31日」を「平成30年3月31日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。